

社会保険労務士事務所

# 金沢ロームオフィス通信

社会保険労務士法人 金沢ロームオフィス  
連絡先：〒920-0802

石川県金沢市三池町119番地4  
TEL: 076-225-3803 FAX: 076-225-3804  
E-mail: info@sharoshiman.com



## 石川県の特定最低賃金が12月31日から変更

### ◆一般機械:1,090円

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

### ◆自動車:1,090円

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

### ◆電気機械:1,064円

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

### ◆百貨店:1,060円

石川県百貨店、総合スーパー・マーケット最低賃金

## 12月1日で使えなく…ならない「紙の保険証」

12月1日で従来の健康保険証はすべて有効期限が切れます。保険証の新規発行が昨年12月に停止され、「最長で1年」とされてきた経過措置が終了するためです。2日以降は「マイ

ナ保険証」の利用が基本となります。厚生労働省は「移行期の混乱を避けるため」として、来年3月末までは、加入先にかかわらず、すべての有効期限切れの保険証も条件付きながら使用できる「特例措置」を打ち出しました。一部の健保組合関係者からは「マイナ保険証を根底から覆すような話がなぜ今出てくるのか」と困惑の声が上がっています。

### ◆有効期限切れ保険証、来年3月まで条件付きで使用可能に

12月2日以降の有効期限切れ保険証について、来年3月まで保険資格が確認できれば「3割など一定の負担割合を求めてレセプト（診療報酬明細書）請求を行う運用は、暫定的な対応として差し支えない」としました。

\*ただし、医療機関によって対応が違う場合も想定できますので、受診する際は医療機関にご確認ください。

## マイカー通勤手当の非課税限度額が令和7年分年末調整から引上げに

### ◆令和7年分年末調整における改正事項

今年の年末調整について、国税庁ホームページでは、(1)「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し、(2)「扶養親族等の所得要件」の改正、(3)「特定親族特別控除」の創設、が行われているとして、情報を提供しています。また、「通勤手当に係る非課税限度額の改

正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがありますとあります。社会保険料の算定基礎にも影響する可能性がありますので、最新情報を確認しておきましょう。

### ◆政府が方針を決定

11月12日、政府が非課税限度額を引き上げる方針を固めたと報じられました。10km以上15km未満の場合に月額7,100円までから7,300円までに、55km以上の場合に月額31,600円までから38,700円までに引き上げるとされています。

### ◆ベースは人事院勧告

国税庁ホームページによれば、改正は人事院勧告（令和7年8月7日）を受けたもので、勧告本文では、「民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ改定を行い、令和7年4月に遡及して実施する」とされています。なお、この実施は11月11日に閣議決定されています。

### ◆令和8年4月以降のさらなる改正も検討

令和8年4月以降のさらなる改正について、税制改正の議論を踏まえて決める方針とも報じられています。

人事院勧告には、「令和8年4月から、上限を『100km以上』とし、『60km以上』の部分について5km刻みで新たな距離区分を設ける」、「1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を令和8年4月から新設する」とあります。

### 退職代行「モームリ」に家宅捜査

警視庁は22日、退職代行サービス「モームリ」の運営会社や提携する2つの弁護士事務所に、弁護士法違反容疑で家宅捜査に入りました。弁護士資格がないのに報酬を得る目的で弁護士に法律事務をあっせんした疑いや、法的な争いを代理人として交渉するなど法律事務を行った疑いがあります。退職代行サー

ビスの利用は増加しており事業者は100社以上（25年時点）とされ、社会的影響が大きい会社が「組織的」に行っていた可能性があることや弁護士も関係している点などから、早期に証拠品などを押収するため捜査に入りました。

### 厚労省 農林水産業も労災保険加入義務化の方針

厚生労働省は20日、現在労災保険の加入が任意となっている農林水産業の小規模事業者について、加入義務化の方針を決めました。来年の通常国会で労災保険法の改正を目指します。義務化されると最大約16万の事業者が新たに労災保険に入る見通しです。

### カスハラ対策の指針素案示される

厚生労働省は17日、カスタマーハラスメント（カスハラ）をめぐり、該当する典型的な例や事業主が講すべき措置等をまとめた指針素案を、労働政策審議会に示しました。社会通念上許容される範囲で行われる正当な申入れや障害者が社会的障壁の除去を求める意思表明等はカスハラに当たらず、合理的な配慮をしなければならないと明記しました。また、全ての企業にカスハラ対策を義務づける改正法の施行日を令和8年10月1日とする案も示しました。

### ◆顧客からの不当な行為・要求…カスハラかもしれません！

以下のような行為がカスタマーハラスメントに該当すると考えられます。

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの